

株 式 取 扱 規 則

(平成18年5月1日改正)

全 日 本 空 輸 株 式 会 社

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

第 1 条（目的） 本会社の定款第12条に定める株券の種類ならびに株式取扱いに関する手続等、および株主の権利行使方法（法令、もしくは定款に定めているものを除く。）はこの規則によるものとする。

ただし、実質株主に関する取扱いは、第11章の定めるところによる。

この規則は取締役会の決議をもって変更することができる。

第 2 条（取扱場所） 本会社の株式事務は第 5 条に定める本会社の株主名簿管理人の事務取扱場所において取扱う。

第 3 条（請求、届出等の方式） この規則による請求、届出または申請は、本会社の定めた書式により行うものとし、これに第13条の規定による届出印を押捺するものとする。

前項の請求、届出または申請について本会社において必要と認めるときは、証明書類または保証状の提出を求めることができる。

第 4 条（代理人） この規則による請求、届出または申請を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

また、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出するものとする。

第 5 条（株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所） 本会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号

住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 4 号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

同 取 次 所	住友信託銀行株式会社	本店および全国各支店
	大和証券株式会社	本店および全国各支店
	日本証券代行株式会社	本店および全国各支店

第 2 章 株主名簿への記載または記録

- 第 6 条（株主名簿への記載または記録） 売買その他譲渡により株式を取得した者が本会社に対して株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録すること（以下「名義書換」という。）を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。
- 第 7 条（譲渡以外の名義書換） 相続、遺贈または会社の合併その他譲渡以外の事由により株式を取得し、その名義書換を請求するときは、前項のほか、その取得を証明する書面を提出するものとする。
ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。
- 第 8 条（法令による別段の手続を要する場合の名義書換） 株式の移転につき、法令で認可、許可等の別段の手続を必要とするときは、請求書に株券およびその手続の完了を証明する書面を添えて提出するものとする。
ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

第 3 章 質権の登録および信託財産の表示

- 第 9 条（質権の登録、抹消） 質権設定もしくは移転の登録またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者、質権者双方連署のうえ、株券を添えて提出するものとする。
- 第 10 条（信託財産の表示、抹消） 信託財産の表示を請求するときは委託者または受託者が、表示の抹消を請求するときは、受託者または受益者が請求書に株券を添えて提出するものとする。

第4章 株券不所持

第 11 条（株券不所持の申出、不発行） 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出するものとする。

ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

前項の申出を受理したときは、株主名簿に株券を発行しない旨を記載または記録する。

第 12 条（不所持株券の交付請求） 株券不所持の申出をした株主が株券の発行を請求するには、その旨の請求書を提出するものとする。

前項の場合には、本会社は先に交付した株券不所持申出受理通知書またはこれに代わる証明書（念書）および株券受領書の提出を求めることができる。

第5章 諸 届

第 13 条（氏名、住所、印鑑） 株主、質権者またはその法定代理人は氏名、住所および印鑑を届け出るものとする。

ただし、外国人は署名をもって印鑑にかえることができる。これを変更したときもまた同様とする。

第 14 条（在外株主の仮住所または代理人） 外国に居住する株主、登録質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所または常任代理人を定めて、これを届け出るものとする。

これを変更したときもまた同様とする。

前条の規定は前項の常任代理人にこれを準用する。

第 15 条（株主名簿および株券の表示変更） 次に掲げる事由により株主名簿および株券の表示の変更を行うときは、届出書に株券と、戸籍抄本または登記簿抄本などのその事実を証明する書面を添えて提出するものとする。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

- 1．改姓改名
- 2．親権者、後見人等の法定代理人の設定、変更または解除
- 3．商号または法人名称の変更
- 4．法人組織の変更

第 16 条（共有株式の代表者の設定、変更） 共有株式の代表者の設定または変更を届け出るときは、届出書に株券を添えて共有者全員から届け出るものとする。

ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

第 17 条（法人の代表者の変更） 法人の代表者の変更を届け出るときは、届出書に登記事項証明書を添えて提出するものとする。

第 6 章 株券に関する事項

第 18 条（株券の種類） 本会社が発行する株券の種類は、拾萬株券、壹萬株券、千株券、五百株券、百株券および百株未満の株数を表示した株券とする。

株主は、第23条、および第25条の規定による場合を除き単元未満株券の発行を請求することはできない。

第 19 条（株主等の表示） 株券には、株券発行年月日、および株主またはその法定代理人の氏名を表示する。

第 2 章の規定によって名義書換をしたときは株券裏面所定欄に株主名簿登録年月日を記載して、株主名簿管理人が証印する。

第15条による届出があったときは、第 2 項の規定を準用する。

第 20 条（質権の登録） 第 9 条の規定によって質権設定もしくは移転の登録またはその抹消をしたときは、各々その旨を株券に表示し、株主名簿登録年月日を記載して、株主名簿管理人が証印する。

第 21 条（信託財産の表示） 第10条の規定によって信託財産の表示またはその抹消をしたときは、各々その旨を株券に表示し、株主名簿登録年月日を

記載して、株主名簿管理人が記名証印する。

第 22 条（分割または併合による株券の再発行） 株式の分割または併合によって株券の再発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。

ただし、分割または併合による单元未満株券の発行を請求することはできない。

第 23 条（汚損または毀損による株券の再発行） 株券の汚損または毀損によって株券の再発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出するものとする。

ただし、汚損または毀損の程度が株券の真偽を判別しがたいときは、第 7 章の規定によるものとする。

第 24 条（单元未満株券の自動併合） 名義書換のため提出された单元未満株券の組合せにより单元株式とすることができる場合には、名義書換請求人から特段の意思表示がない限り单元株券に併合するものとする。

第 25 条（株券の満欄による再発行） 株券の記名欄が満欄になったときは、本会社はこれを回収して新株券を交付する。

第 7 章 喪失による株券の再発行

第 26 条（株券喪失登録請求） 株券喪失登録請求者は、請求書に株券の取得の事実を証明する書面および株券の喪失の事実を証明する書面ならびに本人確認書類を添えて提出するものとする。

ただし、株券喪失登録請求者が、名義人であるときは、株券の喪失の事実を証明する書面のみを添えて提出するものとする。

第 27 条（株券喪失登録者による抹消の申請） 株券喪失登録者が前条の登録の抹消を申請するときは、申請書を提出するものとする。

第 28 条（株券所持者による抹消の申請） 株券喪失登録がなされた株券を所持

する者（株券喪失登録者を除く。）が、当該株券喪失登録の抹消を申請をするときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出するものとする。

ただし、株主または登録質権者による抹消の申請のときは、本人確認書類の提出を要しない。

- 第 29 条（諸届の準用） 株券喪失登録者が株主または登録株式質権者でない場合において、株券喪失登録簿の記載または記録の変更をしようとするときは、第13条から第17条の規定を準用する。

第 8 章 単元未満株式の買取

- 第 30 条（買取請求の方法） 単元未満株式の買取を請求するときは、請求書に株券を添えて第 2 条および第 5 条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に提出するものとする。

ただし、株券の発行されていない単元未満株式については、株券の提出を要しない。

- 第 31 条（買取価格の決定） 買取請求株式の買取単価は、前条の買取請求書類が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

ただし、その日に売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 第 32 条（売買代金の支払） 単元未満株式の買取請求による売買代金は、その請求にかかる株式数に前条により決定した 1 株あたりの買取単価を乗じた額とする。

売買代金は、本会社が別途定めた場合を除き、前条による買取価格を決定した日の翌日から起算して 6 営業日以内に買取請求者に支払うものとする。

買取請求者は、売買代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

売買代金から第43条第7号に定める手数料を控除し、その残額を支払うものとする。

- 第 33 条（株式移転の時期） 買取請求にかかる単元未満株式の本会社への移転は、前条第2項による売買代金支払のとき、または前条第3項により売買代金について送金方法が指定された場合には送金手続完了日をもってその効力を生ずる。

第9章 単元未満株式の買増

- 第 34 条（買増請求の方法） 単元未満株式を有する株主が、その単元未満株式数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求（以下「買増請求」という。）するときは、買増請求書に株券ならびに次条に規定する買増概算金を添えて、第2条および第5条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に提出するものとする。

ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

- 第 35 条（買増概算金） 買増概算金は、前条に規定する買増請求書類が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到達した日の前営業日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格（その日に売買取引がなされないときは、その日に先立つ直近日になされた売買取引の最終価格）に買増申込株式数を乗じた額に「1.3」を乗じた額とし、計算の結果生じる千円未満の金額はこれを切り上げるものとする。

本会社は、前条に規定する買増請求がなされた場合において、買増概算金が前項に規定する金額に不足するときは、当該買増請求は取扱わないものとする。

- 第 36 条（自己株式の残高を超える買増請求） 同一日になされた買増請求の合

計株式数が、本会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えているときは、その日における全ての買増請求は、その効力を生じないものとする。

本会社が保有する譲渡すべき自己株式数が3万株を下回ったときは、5万株を上回る日まで買増請求の取扱いを停止する。

第 37 条（買増請求の効力発生日） 買増請求の効力は、第34条に規定する買増請求書類および第35条に規定する買増概算金が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到達した日に生じるものとする。

第 38 条（買増請求の受付停止期間） 本会社は、毎年3月31日から起算して12営業日前から3月31日までの間、および9月30日から起算して12営業日前から9月30日までの間、買増請求の受付を停止する。

前項にかかわらず、本会社において必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第 39 条（買増価格の決定） 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。 第35条に規定する買増概算金が、前項に規定する買増価格および第43条に規定する手数料の合計額（以下「買増代金」という。）に不足するときは、不足金額を当該買増請求者に請求するものとする。この場合、不足金額を請求した日の翌日から起算して5営業日以内に不足金額が支払われないときは当該買増請求は取消される。

第 40 条（買増代金の受領） 本会社は、買増価格が決定した日または前条第3項の不足金額が支払われた日の翌日から起算して6営業日目に、買増概算金の中から、買増代金を受領するものとする。ただし、買増価格が剰余金の配当、または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日の前日もしくは割当日までに買増代金を受領するものとする。

買増概算金から前項の買増代金を差し引いた残金は、買増請求をした株主の指定する銀行預金口座への振込または郵便振替現金払いにより、返却するものとする。

第 41 条（買増株式の移転） 買増請求を受けた自己株式は、前条による買増代金の受領を完了した日に買増請求をした株主または実質株主に移転するものとする。

第 42 条（株券の交付） 買増請求により 1 単位となった株式は、遅滞なく株券を発行し、買増請求をした株主に交付するものとする。

第 10 章 手 数 料

第 43 条（手数料） 本会社の株式取扱いに関する手数料は次のとおりとする。

1. 第12条の不所持株券の発行請求により株券を交付する場合
..... 1枚につき300円
2. 第23条の規定による再発行請求により株券を交付する場合
..... 1枚につき300円
3. 上場証券取引所の取引単位株数の株券に分割または併合する場合..... 無料
4. 第2章の名義書換..... 無料
5. 第3章の質権の登録および信託財産の表示..... 無料
6. 第26条の規定による株券喪失登録請求を受ける場合
..... 株券喪失登録請求 1件につき10,000円
..... 請求に係る株券 1枚につき500円
7. 第30条の規定により単元未満株式を買取る場合もしくは第34条の規定により単元未満株式を買増す場合
..... 以下の算式により 1 単位あたりの金額を算定し、これを買取った単元未

満株式数もしくは売渡した単元未満株式数で按分した額とする。

(算式)

第31条に定める1株あたりの買取価格または第39条に定める1株あたりの買増価格に単元株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%

500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700%

1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575%

3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375%

(円位未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

第11章 実質株主に関する特例

第44条(実質株主名簿への記載または記録) 実質株主名簿への記載または記録は、証券保管振替機構(以下「機構」という。)からの実質株主に関する通知および実質株主票に基づき行う。

- 第 45 条（実質株主票） 実質株主は、参加者を經由して、実質株主票を提出するものとする。
- 第 46 条（名寄せ） 株主名簿に記載または記録されている株主と実質株主名簿に記載または記録されている実質株主とが、住所および氏名に基づき同一人と認められるときは、株主の権利行使に関しては、それぞれの株式数を合算するものとする。
- 第 47 条（実質株主の諸届） 第 5 章の規定は、実質株主に準用する。
実質株主が、前項の届出を行うときは、参加者を經由するものとする。
ただし、届出印のみの変更を行うときは、参加者を經由することを要しない。
- 第 48 条（実質株主の保有する単元未満株式の買取または買増） 第 8 章ならびに第 9 章の規定は、実質株主に準用する。
ただし、実質株主が単元未満株式の買取または買増を請求するときは、参加者および機構を經由して行うものとする。
- 第 49 条（実質株主の保有する単元未満株式の買取または買増手数料） 第 43 条第 7 号の規定は実質株主に準用する。
- 第 50 条（その他） 実質株主に関する取扱いについては本章のほか、機構の定めるところによる。

第 12 章 株主の権利の行使方法

- 第 51 条（株主提案権等の株主の権利の行使方法） 株主は、法令に基づき、取締役に対して株主総会の招集の請求、一定の事項を株主総会の目的とするものの請求、または、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を他の株主に通知することの請求など株主の権利を行使する場合には、書面をもって行うこととする。

ただし、本規則に別段の定めのある場合を除く。

本会社が前項の請求に基づき、議案提案の理由および議案が取締役または監査役選任議案の場合の候補者に関する事項を株主総会参考書類に記載する場合、その字数が400字を超えるときには、概要を記載することとする。

第 52 条 （電磁的方法による議決権行使） 株主が、法令に基づき、株主総会の議決権行使を電磁的方法をもって行使することができるのは、当該株主総会の前営業日の午後5時までとする。なお、重複して書面による行使を行った場合には電磁的行使のみを有効として扱う。

第 53 条 （提訴請求等の方法） 株主は、法令に基づき、電磁的方法により提訴請求を行う場合、以下の当社アドレス宛てに行うこととする。

kansayaku@ana.co.jp

第 54 条 （株主総会における事前質問請求の方法） 株主が、法令に基づき、株主総会において質問する事項について予め通知する場合は、総会の3日前までに書面もしくは電磁的方法により行うこととする。なお、電磁的方法による場合は、以下の当社アドレス宛てに行うこととする。

kabu@ana.co.jp